

## 岡山県新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、岡山県内の新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関が帰宅困難な医療従事者の宿泊に必要な費用を補助し、もって県内の新型コロナウイルス感染症対策の強化に資するため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関」とは、県からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた県内医療機関をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業主とする。

- (1) 県からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請ができないものとする。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が帰宅困難な第3条(1)の医療機関の医療従事者に対して、医療機関があらかじめ指定した宿泊施設への宿泊費の助成を行った場合及び補助事業者が直接、宿泊施設に対して宿泊費を支払ったものに限る。

2 本補助金とは別に、国又は県内市町村から前項に定める補助金等を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、本補助金の交付の対象とならないものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、帰宅困難な医療従事者のために要する経費のうち、宿泊費又は当該宿泊費に対する助成のみとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10以内とし、その上限は、1人1回の宿泊につき4,000円とする。

2 前項の規定において算出された合計額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に補助事業計画書(様式第2号)その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、補助金交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条に基づく補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定に基づき補助金の交付の申請を取り下げるときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して7日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、補助金交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第11条 規則第10条に基づく交付申請の内容等の変更の承認申請は、補助事業変更承認申請書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第10条に定める軽易な変更は、補助金額の20パーセント以内の減額をいう。

(変更の承認)

第12条 知事は、補助事業変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業の変更を承認し、補助事業変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業中止承認申請)

第13条 規則第10条に基づく事業の中止の承認申請は、補助事業中止承認申請書(様式第7号)によるものとする。

(事業中止の承認)

第14条 知事は、補助事業中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業の中止を承認し、補助事業中止承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(現地調査等)

第15条 知事は、必要に応じて医療関係者の勤務状況、業務内容、関係書類や経営状況等について補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(実績報告)

第16条 規則第13条に基づく実績の報告は、補助事業実績報告書(様式第9号)及び補助事業実績書(様式第10号)によるものとし、補助対象経費が確定した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第14条に基づく補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第18条 補助金対象者は、補助金の額の確定の通知を受けた場合において、補助金を請求するときは、速やかに補助金請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第19条 規則第15条に基づく補助金の支払いは、補助金の請求があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(交付決定の取消)

第20条 知事は、補助事業者が法令、岡山県条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 補助事業者は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について、収支等が明確になる書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助事業から適用する。